

ファルコ薬局 きんりん店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	ファルコ薬局 きんりん店 第70196号 令和3年2月24日 京都府京都市左京区岩倉忠在地町544 令和3年3月21日～令和9年3月20日
管理薬剤師氏名	青木 美生
勤務する薬剤師 (担当業務)	青木 美生 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 上治 愛味 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 辻 美樹 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 増田 育恵 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 西口 貴史 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品・指定濫用防止医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師：名札に名字及び「薬剤師」と記載 登録販売者：- その他の勤務者：名札に名字を記載
営業時間	月・水・金 … 9:00 ～ 18:00 火・木 … 9:00 ～ 17:00 土 … 9:00 ～ 13:00
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	(夜間転送) 075-701-5934

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. ファルコ薬局きんりん店（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコ薬局きんりん店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコ薬局きんりん店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
2. 通常、月・水・金曜日の午前9時～午後6時、火・木曜日の午前9時～午後5時・土曜日の午前9時～午後1時とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、京都市左京区岩倉の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. ファルコ薬局きりん店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコ薬局きりん店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

安心して薬局サービスを 受けていただくために

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、
当薬局の個人情報保護に関する基本方針に基づいて、常に
皆様の個人情報を適切に取り扱っています。
個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ・ 薬局における調剤サービスの提供
- ・ 患者様、お客様に医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
- ・ 患者様、お客様のご家族などへの薬に関する説明
- ・ 医療機関からの照会への回答、および医療機関への処方に関する照会
- ・ 病院、診療所、保険薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- ・ 会計および医療費の請求業務、一次審査支払機関へのレセプト提出、一次審査機関又は保険者からの照会への回答、損害保険会社への請求業務
- ・ 業務の維持、改善のための資料作成
- ・ 薬局内で行う薬剤師、医療事務等の教育、研修、症例研究
- ・ 薬局内において行われる薬学生の実習への協力
- ・ 法令に基づき司法機関、行政機関等の法的義務を伴う要請を受けた場合
- ・ 保険請求に関する業務システムの開発目的
- ・ 外部監査機関への情報提供
- ・ 審査支払機関または保険者への照会
- ・ 安心、安全のための防犯カメラによるモニタリング

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先**のほか、**生年月日**や体質、生活習慣などをご確認させていただいております。私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。

当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3

株式会社ファルコファーマシーズ

TEL 075-746-5018

（受付 月～金 9：00～17：30となっております。祝日は除く）

平成24年4月1日制定

令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ

代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日
1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

**午後7時～午前0時
午前0時～午前8時**

土曜日

**午後1時～午前0時
午前0時～午前8時**

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

窓口での 支払い金額が 変わります

調剤報酬改定に伴い
令和8年6月1日より、
患者様の窓口での負担額が
変更となります。

ご了承いただきますようお願い申し上げます。

ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

〔安心・信頼〕

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

〔未来のために〕

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

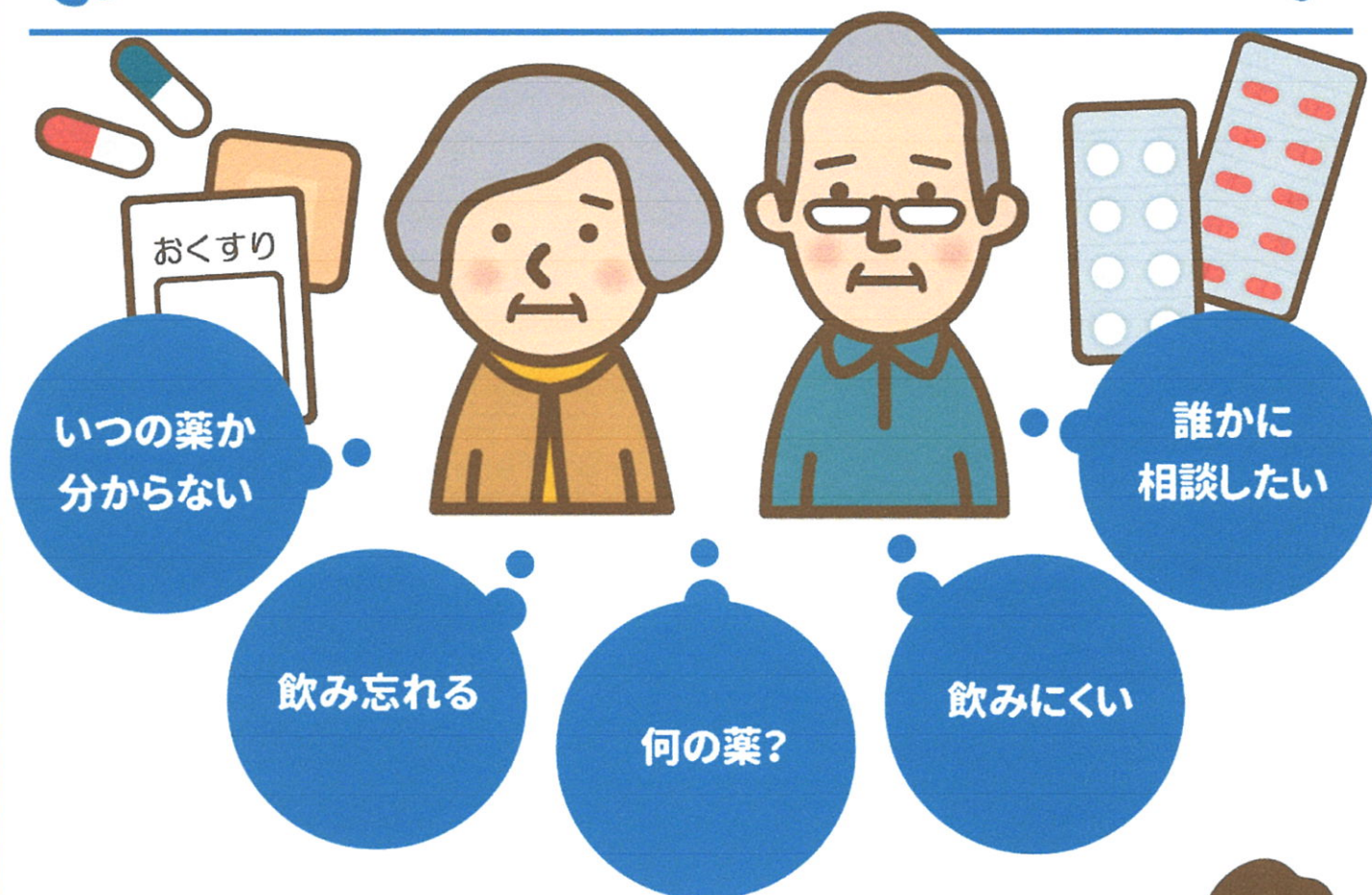
・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

お薬のことで困っていませんか？



ご存知ですか？

薬剤師の訪問サービス

薬剤師は、地域の医療・介護の専門家とチームを組んで在宅訪問に取り組んでいます。

薬に関する日頃の「？」をお聞かせ下さい。
薬剤師が患者さま・介護スタッフと医師の架け橋になります。

各種医療保険・介護保険がご利用いただけます。



お薬のことでお困りの方がいらっしゃいましたら
お気軽にファルコ薬局の薬剤師にお声掛けください

2023年5月作成

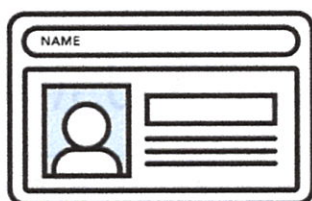
薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受付できなくなり、
医療機関での再発行が必要です



**マイナンバーカード
資格確認証**

ご提示をお願いいたします

よりよい医療の提供の為に、マイナンバーカード
は毎回ご提示ください



個別の調剤報酬の算定項目の分かる
明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際
に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料
で発行いたします
明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出ください

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきますことができます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。
ご希望される場合お申し出下さい。（医師の了解と指示が必要です。）

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・ 同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点/回 ・ 同じ建物内に療養中の方が 2～9名 320点/回 10名以上 290点/回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・ 在宅で療養中の方 518点/回 ・ 老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回 10名以上 342点/回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により 金額が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例）10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 きんりん店

管理薬剤師： 青木 美生

京都府知事指定介護保険事業所 第2640601924号

[営業日・営業時間]

月・水・金： 9時～18時

火・木： 9時～17時

土： 9時～13時

日曜・祝日： 休み

[所在地]

京都市左京区岩倉忠在地町544

[連絡先]

TEL:075-701-5934

FAX:075-791-3399

明細書の発行について

当薬局では、領収書とともに明細書を
無料で発行しております。

明細書には調剤報酬の算定項目を記載しており、
使用したお薬の名称やそのお値段などが
わかるようになっています。

ご不要の方はお申し出ください。



今後も調剤の透明化を目指し、
情報提供の推進に取り組んでまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。

2023年2月作成

指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン
- ・デキストロメトर्फアン
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）
を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認**をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて**氏名の確認**を実施し、
必要に応じて身分証の確認をいたします。
18歳未満の方には**小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に
薬剤師又は登録販売者までご相談ください。

安全・安心な医療のために

お薬手帳をご持参ください

いくつかの病院にかかっているも…



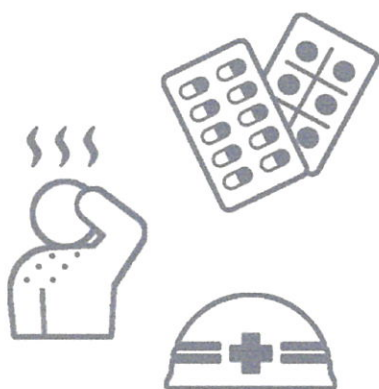
お薬の名前がわからなくても…



お薬手帳を医師・薬剤師に
みせれば あなたのお薬の
ことがわかってもらえます!



お薬手帳はこんな時に便利です



- ・ **飲み合わせ**を確認できます
- ・ **アレルギー・副作用**の
リスクを下げます
- ・ **災害**の時も安心につながります

お薬の履歴が分かるよう、手帳は一冊におまとめください

お薬手帳は薬局でご用意しております
無料ですのでお気軽にお声がけください

2023年5月作成

薬学生の実務実習受け入れのお知らせ

当薬局では薬剤師養成教育の一環として

薬学生の実務実習を行っています。

より皆様の医療に貢献できる

実践力の高い薬剤師育成のために、

皆様のご理解とご協力をお願い致します。

患者様とのお約束

① 患者様の権利を守ります

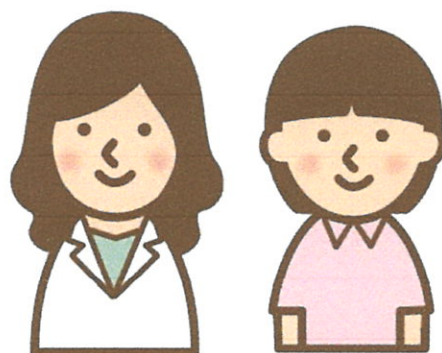
患者様とお話する際には事前に十分な説明を行い、同意を得てから実施します。

② 患者様の安全を守ります

実習にあたり事前の準備はもちろん、実際に患者様と関わる際にはスタッフが必ず同席します。

③ 患者様の個人情報を守ります

プライバシーの保護を最優先し、実習で知り得た患者様に関わる情報を他者も漏らすことはありません。



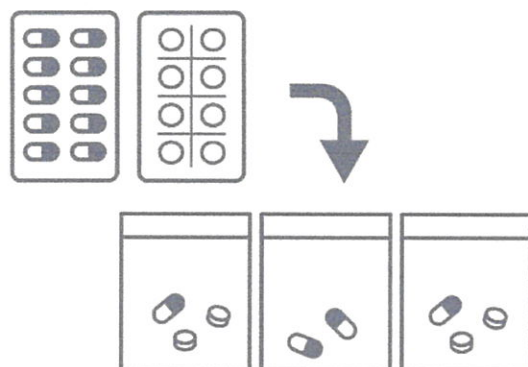
薬剤師指導の指導・監督のもと、薬学生が業務の一部を行います
ご不明点などあれば、お気軽にお申し付けください

2023年5月作成

いっぽうか 一包化調剤のご案内

いっぽうか 一包化とは

複数のお薬を朝食後・昼食後・夕食後など
服用のタイミングごとに一袋にパッケージ
することをいいます



このような方におすすめです

- おくすりの数が多くて、飲み忘れてしまう
- おくすりの種類が多くて、飲み間違えそうで不安
- 指示された通りに飲んでいるはずなのに、おくすりが増えてしまう
- PTPシートから錠剤を取り出しにくくなった

管理しやすいように工夫ができます

- 氏名・服用時点(朝食後・夕食後)の記載
- 服用する日付の記載
- パックした袋に色線を引いて分かりやすくする
- その他ご希望がございましたらお気軽にご相談ください

こちらは、処方した医師の指示が必要となります。
患者様からお申し出頂いた場合、医師に確認後調剤を開始いたします。

保険負担率に応じてご負担金が別途生じます。

ご自宅でお薬を間違いなくお飲みいただけるよう、細心の注意を払って
パックをしていますので、お薬が出来上がるまでにお時間がかかる場合
がございます。

かかりつけ薬剤師を 選んでみませんか？



患者さまの生活習慣・体質・薬の服用歴を踏まえて、それぞれの患者様のご都合に合わせた飲み方や注意点をお話しでき、安心です。ご家族のことなど含め、健康アドバイザー・良き相談相手として薬剤師を上手に利用してください。

① 毎回、同じ薬剤師が対応します

体質や家族のことなど安心してお話してください。

② いつでもお薬の相談をお受けします

おうちに帰ってから疑問・不安なことがでてくれば24時間いつでも薬剤師が相談にのります。

③ お薬から健康食品まですべて管理できます

色々な医療機関におかかりでも、処方薬をまとめてチェック。気になる健康食品・ドラッグストアのお薬もご相談ください。

④ 必要に応じてお薬を整理します

ご自宅に余っている薬はありませんか？たくさん余っている方もご安心ください。医師と連携してサポートいたします。

かかりつけ薬剤師について詳しくご説明をご希望の方は
薬局スタッフまでお気軽にお声がけください

お薬の販売方法について

分類と外箱表示

陳列方法

情報提供と相談への対応

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く）

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します

一般用医薬品

※指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。

『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

指定濫用防止医薬品

濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品

販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します

要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における健康衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお聞かせいただくことがあります。個人情報等は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931

苦情相談窓口

京都府薬剤師会 075-551-0376
京都府薬務課 075-414-4792

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

お薬のお渡しまで お時間をいただく ことがあります



大切なお薬を間違いなくお渡しするために細心の注意を払って調剤しております。薬局スタッフ一同、できるだけ早くご用意できるよう努めてまいりますので なにとぞご了承くださいますようお願い申し上げます。

待ち時間を少なくするためにできることがあります

- **FAXや専用のアプリを使用して、処方せんの事前受付が可能です。**

※お薬のお渡しには処方せんの原本が必要です。処方せん発行日から4日以内にご来局ください。混雑具合によってはお待ちいただくこともございます。

- **処方箋受付後、一旦外出していただけます。**

お薬をご用意いたしますので開局時間内にお戻りください。
ご本人が来局できない場合は、ご家族へのお渡しも可能です。

使用済み注射針回収について

当薬局では、交付した注射針について
使用済みの針等を回収いたしております。

《 回収物 》

- ・使用済み注射針
- ・使用済み採血針
- ・使用済み自己血糖測定チップ

掲示期間：6月末迄

在宅医療を 推進しています

薬剤師がご自宅を訪問し
薬の飲み方・使い方や
残薬確認などの服薬支援を
行っております。



ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

当薬局では後発医薬品を数多く取り揃えています。
ジェネリック医薬品の疑問にもお答えします。

詳しくは薬局スタッフまでお尋ねください。